

契約保証の取扱いに関する事務処理要領

成田市が契約する建設工事請負契約及び業務委託契約における契約保証については、契約の履行を確保することを目的として「成田市財務規則第107条」に規定するところであるが、契約の保証に関する事務処理については、下記要領により取り扱うものとする。

記

第1. 対象となる契約

契約保証を要する契約は、以下に掲げる契約とする。

ただし、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び成田市財務規則第102条に規定する金額の範囲内における随意契約の場合、若しくは随意契約の相手方の選定過程における信用調査等により、契約の完全な履行を確保できるとみなされたときは、この限りでない。

- (1) 請負代金額が50万円以上の工事請負契約（修繕工事請負契約を含む。以下同じ。）
- (2) 業務委託料が50万円以上の業務委託契約のうち、次に掲げる測量及び建設コンサルタント等業務に係る業務委託契約（以下「建設関連業委託契約」という。）

ア 測量業務

イ 建築関係建設コンサルタント業務

ウ 土木関係建設コンサルタント業務

エ 地質調査業務

オ 補償コンサルタント業務

第2. 契約保証の割合及び種類等

工事請負契約又は建設関連業委託契約（以下これらを併せて「工事請負契約等」という。）における契約保証については、契約金額の10分の1（成田市低入札価格調査制度実施要綱に基づく低入札価格調査を受けて締結する工事請負契約（以下「低入契約」という。）の場合にあつては、10分の3）以上の金額を保証する金銭的保証を原則とする。

- 2 落札者又は随意契約の相手方（以下「落札者等」という。）は、次の各号に掲げる契約保証のうち一つを選択のうえ、契約保証の手続きを行い、保証の種類に応じた証拠書類を提出しなければならない。

- (1) 契約保証金（現金）の納付

成田市財務規則第9章（現金及び有価証券）第154条第1項の規定による「歳入歳出外現金領収証書」

- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の（国債証券等）提供

成田市財務規則第9章（担保に充てることができる有価証券等の種類）第155条第1項の規定による「保管証書」

(3) 銀行又は成田市が確実と認める金融機関等の保証（金銭保証人）

ア 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である「銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合」の「保証証書」

イ 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（東日本建設業保証株式会社）の「保証証書」

(4) 公共工事履行保証保険（履行ボンド）

契約の受注者から委託を受けた、損害保険会社との間の債務履行の保証契約に基づく「保証証書」

(5) 履行保証保険契約

契約の受注者と損害保険会社との間の保険契約に基づく「保険証書」

3 落札者等は、前項の規定にかかわらず、設計金額が130万円以下の工事請負契約又は設計金額が500万円未満の建設関連業委託契約については、成田市財務規則第108条第2項第3号の規定に基づき、契約保証金免除申請書（別記様式1）により契約保証金の納付の免除を申請することができる。

第3. 契約締結時における確認等

担当者は、落札者等から、工事請負契約等に係る契約書（以下「工事請負契約書等」という。）の提出時に当該工事請負契約等の保証についての証拠書類が提出されたときは、次の事項及び提出書類を確認のうえ、工事請負契約等の締結手続きを行うものとする。

なお、保証に関する証拠書類は、工事請負契約等の締結後、工事請負契約書等に添付して保管することとする。

(1) 一般的確認事項

ア 契約保証の金額等が請負代金額（建設関連業委託契約の場合にあっては、業務委託料。以下同じ。）の10分の1以上であること。

イ 契約保証金の納付及び契約保証金に代わる担保としての有価証券の提供の場合にあっては、成田市財務規則に基づく手続きにより、契約保証金の納付あるいは担保の提供が行われたこと。

ウ 上記第2の(3)(4)(5)の保証契約等の場合

① 保証人あるいは、保険者が上記第2(3)(4)(5)に記載されているものであること。

② 保証契約等の委託者（申込人）が契約の受注者であること。

③ 保証契約等における債権者あるいは被保険者（保証金等の受取人）が成田市長

であること。

- ④ 保証債務の内容が、工事請負契約等に基づく債務の不履行による損害金の支払いを目的としていること。
- ⑤ 保証等に係る工事（建設関連業委託契約の場合にあっては、業務。以下同じ。）の工事名（建設関連業委託契約の場合にあっては、業務の名称。以下同じ。）が工事請負契約書等に記載の工事名と同一であること。
- ⑥ 保証等の期間が工期（建設関連業委託契約の場合にあっては、履行期間。以下同じ。）全体を含むものであること。

(2) 契約保証金の納付及び契約保証金に代わる担保としての有価証券の提供

- ア 成田市財務規則に基づき、受注者から契約保証金の納付あるいは契約保証金に代わる担保としての有価証券の提供が行われ、それに基づいて「歳入歳出外現金領収証書」あるいは「保管証書」が作成されたものであること。
- イ 「歳入歳出外現金領収証書」「保管証書」は原本提示の方法により確認のうえ、その写しを保管するものとする。

(3) 金融機関等の保証

- ア 保証の委託者が契約の相手方であること。
- イ 債権者（名宛人）が「成田市長」であること。
- ウ 保証人が、上記第2（3）の金融機関等であり、保証人の記名押印があること。
- エ 成田市に対する保証債務を負担する旨の記載があること。
- オ 保証債務履行請求の有効期間が保証期間経過後6カ月以上確保されていること。

(4) 公共工事履行保証証券

- ア 保証契約の委託者が契約の相手方であること。
- イ 債権者（保証金の受取人）が「成田市長」であること。
- ウ 保証人（保険会社）の記名押印があること。
- エ 履行保証保険の保証契約基本約款及び特約条項等その他証券の記載事項により保証債務を負担する旨の記載があること。

(5) 履行保証保険

- ア 保険契約者（申込者）が契約の相手方であること。
- イ 被保険者（保険金受取人）が「成田市長」であること。
- ウ 保険会社の記名押印があること。
- エ 保険契約が定額てん補方式であること。
- オ 履行保証保険の普通保険約款及び特約条項等その他証券の記載事項により保険契約の内容が適切なものであること。

第4. 受注者の債務不履行による契約解除時の取扱い

発注者は、受注者が工事請負契約書等における受注者の債務不履行等を理由とする契約解除に関する条項（以下「発注者解除条項」という。）に該当するときは、受注者に通

知のうえ、すみやかに工事請負契約等を解除し、次に掲げるとおり違約金（保証金）の請求等の手続きを行うものとする。この場合において、請負代金額の前払いをしているときは、当該前払いを保証した保証事業会社（以下「前払保証人」という。）に対しても、受注者と契約解除する旨を通知しなければならない。

ただし、工期経過後相当の期間内に工事を完成（建設関連業委託契約の場合にあっては、完了。以下同じ。）する見込みがある場合には、請負契約書等の規定を適用し、履行遅滞に係る損害金を徴収して工事を完成させることができる。

（１）契約保証金の納付

ア 担当者は、発注者解除条項により契約を解除したときは、契約保証金は違約金に充当する。

イ 担当者は、歳入歳出外現金等出納通知者に対し、契約保証金に係る保管金の振替手続きの依頼をするものとする。

（２）契約保証金に代わる担保としての有価証券の提供

ア 担当者は、発注者解除条項により契約を解除したときは、契約保証金に代わる担保を持って違約金に充当するものとする。

イ 担当者は、歳入歳出外現金等出納通知者に対し、契約保証金に代わる担保としての有価証券が成田市に帰属した旨の通知を行うものとする。

（３）金融機関等の保証、公共工事履行保証証券及び履行保証保険

担当者は、発注者解除条項により契約を解除したときは、違約金の金額（ただし、保証金額が違約金の金額未満の場合は保証金額）を記載した保証金（保険金）請求書（別記様式２）及び解除通知の写しを銀行等に提出し、あわせて歳入徴収者に債権発生のお知らせを行うものとする。

（４）発注者は、発注者解除条項に基づく違約金の金額が契約保証金の額を超過している場合は、別途受注者に対し超過額の請求手続きを行うものとする。

第５．工事完成時の取扱い

（１）契約保証金の納付及び契約保証金に代わる担保としての有価証券等の提供

ア 担当者は、受注者からの工事目的物（建設関連業委託契約の場合にあっては、成果物。以下同じ。）の引渡を受けたときは、受注者に対し請負代金額の支払い請求書の提出とともに保管金等払戻請求書（別記様式３）の提出を求めるものとする。

イ 担当者は次の事項を確認のうえ、歳入歳出外現金等出納通知者に対し、契約保証に係る保管金払戻請求書を送付するものとする。

① 保管金払戻請求書の請求者の印鑑が保管金提出書に押印されている印鑑と同一であること。

② 保管金払戻請求書に記載の保管金の額が契約保証金の額と同一であること。

（２）金融機関等の保証

ア 担当者は、受注者から工事目的物の引渡を受けたときは、保証書の受領書（別記

様式4)を提出させ、保証書を受注者を經由して金融機関等へ返還する。

イ 保証書の写し及び受注者から徴収した受領書を保管するものとする。

ウ なお、保証事業会社が保証した場合は、工事完成後も保証書を返還せずに保管するものとする。

(3) 公共工事履行保証証券及び履行保証保険

担当者は、受注者から工事目的物の引渡を受けた後も保証証券あるいは保険証券（異動承認書を含む。）を返還せずに保管するものとする。

第6. 請負代金額の増額変更時の取扱い

担当者は、請負代金額の増額変更を行おうとする場合は、契約保証金額が変更後の請負代金額の100分の7以下になるときは、受注者に対して、契約保証金の金額を変更後の請負代金額の100分の10以上になるよう増額変更を求め、保証の増額変更がなされたことを確認したうえで、請負代金額の変更契約の締結を行うものとする。

また、証拠書類の確認方法は上記第3（契約締結時における確認等）の場合に準じて行うものとするが、変更後の保証の金額が契約変更後の請負代金額の100分の10以上を確保することについて特に確認を必要とする。

なお、金融機関等あるいは保険会社の保証等の増額変更については保証契約変更契約書あるいは異動承認書により確認するものとするが、特に次の事項（当初の保証契約等との同一性、継続性）の確認を必要とする。

ア 保証契約等の変更（異動）を承認する旨の記載があること。

イ 証書（証券）番号が当初の保証契約等に係る証書（証券）の番号と同一であること。

ウ 増額後の保険金額が変更後の請負代金額の100分の10以上であること。

エ 変更後の保険期間の始期が、契約変更日以前であり、終期が工期の末日以後であること。

オ 工事請負契約等の変更後、保証契約変更契約書（異動承認書）は、工事請負契約書等に添付し保管する。

第7. 工期の延長時の取扱い

担当者は、工期の延長を行おうとする場合、受注者に保証期間を変更後の工期を含むように保証契約の変更を求めるものとする。

なお、履行保証保険の場合にあっては、通常、保険期間は工事が完成するまで存するので変更手続きを行わなくても差し支えないが、保険期間が特定されている場合は、保険期間を変更後の工期を含むように契約変更を求めるものとする。

なお、証拠書類の確認の方法は、上記第6（請負代金額の増額変更時の取扱い）の場合と同様であるが、次の事項等について特に確認する必要がある。

(1) 金融機関等の保証、公共工事履行保証証券及び履行保証保険

ア 担当者は、保証期間の延長変更を行おうとするときは、受注者に対して変更契約書（案）の提出とともに保証期間を変更後の工期に合わせて、延長変更する旨の金融機関等（保険会社）の保証契約変更契約書（異動承認書）の提出を求めるものとする。

イ 担当者は、受注者から保証契約変更契約書（異動承認書）の提出を受けたときは、次の事項及び提出書類を確認のうえ、工事請負契約等の変更手続きを行うものとする。

- ① 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書等記載の工事名と同一であること。
- ② 変更後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。
- ③ 工事請負契約等の変更後、保証契約変更契約書（異動承認書）は工事請負契約書等に添付して保管する。

第8. 履行遅滞時の取扱い

発注者は、履行遅滞が生じた場合は、工事請負契約書等の規定により損害金の徴収手続きを行い、工期経過後相当期間内に工事を完成させようとする時は、保証期間内に工事が完成する見込みの期間が含まれるように保証期間の延長を内容とした保証契約の変更手続きを求めるものとする。

なお、履行保証保険の場合にあっては、通常保険期間は工事が完成するまで存するので変更手続きを行わなくて差し支えないが、保険期間が特定されている場合は、保険期間を予定の工期と合わせるように延長変更の手続きを求めるものとする。

保証、保険期間の延長の手続きは上記第7（工期延長時の取扱い）に準じて行うものとする。

（1） 金融機関等の保証、公共工事履行保証証券及び履行保証保険

ア 担当者は、保証期間の延長変更を行おうとするときは、受注者に対して変更契約書（案）の提出とともに保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の金融機関等（保険会社）の保証契約変更契約書（異動承認書）の提出を求めるものとする。

イ 担当者は、受注者から変更契約書（案）の提出とともに保証契約変更契約書（異動承認書）の提出を受けたときは、次の事項及び提出書類を確認のうえ、工事請負契約等の変更手続きを行うものとする。

- ① 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書等記載の工事名と同一であること。
- ② 変更後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。
- ③ 工事請負契約等の変更後、保証契約変更契約書（異動承認書）は工事請負契約書等に添付して保管する。

第9. 入札参加者等への周知

発注者は、工事請負契約等の契約保証の内容等に関して説明する文書（入札公告、指名

通知等)において、契約保証の条件について入札参加者等に周知徹底を図るものとする。

附則

(施行期日)

1. この要領は、平成24年4月1日から施行する。

別記様式1

契約保証金免除申請書

年 月 日

(あて先)成田市長

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

成田市財務規則第108条第2項第3号の規定により、下記の契約にかかる契約保証金の納付を免除されたく申請します。

なお、添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1.工事名(業務の名称) _____

2.工期(履行期間) 契約締結日の翌日から 年 月 日まで

3.落札金額 _____

(消費税額及び地方消費税額を含む)

4.添付書類 ……過去2年の間に本市若しくは他の地方公共団体又は国(公社、公団等を含む。以下同じ。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結したことを証明する書類(契約書の写し)を2件以上

注1: 契約書の写しは履行が免除申請までに完了しているものであること。

注2: 契約の相手方は本市若しくは他の地方公共団体又は国(公社、公団等を含む。)であること。

保証金(保険金)請求書

年 月 日

様

成 田 市 長

下記の建設工事請負契約(業務委託契約)を解除しましたので、保証金(保険金)の支払いを請求します。

なお、別途、納入通知書を送付しますので、支払いの時期及び方法については、それにしたがって下さい。

記

1. 工事名(業務の名称) _____
2. 契約当事者 (発注者) 成田市
(受注者)住 所
商号又は名称
代 表 者
年 月 日
3. 契約解除の日
4. 保証証書(保証証券)番号 _____
5. 保証金(保険金)請求額 金 _____ 円
6. 請求の原因

(添付書類)

契約書(変更契約書)の写し、契約解除通知の写し、保証証書(保険証券)の写し

保管金等払戻請求書

年 月 日

(あて先)成田市会計管理者

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

(代理人

印

印)

下記の建設工事(業務委託)について、工事を完成(履行を完了)しましたので、契約保証金(有価証券)の返還を請求します。

記

1. 工事名(業務の名称) _____

2. 保 証 の 種 類

契約保証金 _____ 円

有価証券 種類 _____

額面 _____ 円

3. 添付書類

歳入歳出外現金等領収書の写し (現金の場合)

保管証書の写し (有価証券の場合)

別記様式4

受領証

年 月 日

(あて先)成田市長

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

(代理人

印

印)

下記の契約の保証金を確かに受領いたしました。

記

1. 工事名(業務の名称)

2. 保証人名

3. 保証証書番号
